



発行 新潟県

第 78 号

平成24年10月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1199 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1200 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 1201 保安林の指定（治山課）
- 1202 保安林の指定（治山課）
- 1203 保安林の指定（治山課）
- 1204 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1205 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1206 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1207 非農用区域内に換地を定める土地（農地整備課）
- 1208 公共測量の実施通知（監理課）
- 1209 公共測量の実施通知（監理課）
- 1210 道路の区域変更（道路管理課）
- 1211 道路の供用開始（道路管理課）
- 1212 道路の区域変更（道路管理課）
- 1213 道路の区域変更（道路管理課）
- 1214 道路の供用開始（道路管理課）
- 1215 道路の区域変更（道路管理課）
- 1216 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 知事表彰（秘書課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 第43期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦（労政雇用課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 指定管理者の募集について（都市整備課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1199号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 名 称 見附市立病院

- 2 所在地 見附市学校町2丁目13番50号
 3 有効期間 平成24年10月7日から
 平成27年10月6日まで

◎新潟県告示第1200号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりであった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成24年10月5日から平成24年10月19日まで縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 加入区 | 発起人氏名 | 発起人住所 | 漁船損害等補償法 第113条第1項の申出を する漁業協同組合名称 | 縦覧場所 |
|-----|-------|---------------|--|------------------|
| 高千 | 齊藤 善晴 | 新潟県佐渡市小野見81番地 | 佐渡漁業協同組合 | 佐渡漁業協同組合高 千支所 |
| | 相馬 正明 | 新潟県佐渡市関566番地 | | |

◎新潟県告示第1201号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市浦川原区東俣字屋敷山397の1から397の3まで、423の1、424の1、425の1、426の1、427の1、428の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市安塚区牧野字岩山459、460、461の1から461の3まで、462、463、463の1、464、465、465の1、466、467、468の1、468の2、469の1、469の2、470の1から470の5まで、471から473まで、473の子、474、474の子、475、475の1、476から478まで、479の1、479の3、479の4、482、宇杉野642の丙、643の1から643の5まで、643の7、644の甲、644の乙
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1203号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区熊沢字峯 1972、1973、1974 の1、1974 の2、1975、1984 の1、1984 の2、1985 の1から1985 の3まで、1986 から1991 まで、1993 から1999 まで、2000 の2、2000 の3、2002 の2、2006、2007 の1、2007 の2、2008 の1、2008 の2、2009 から2011 まで、2012 の1、2012 の2、2013 の1から2013 の3まで、2015 の1から2015 の3まで、2017、2018、2021 の1から2021 の5まで、2022、2023 の1、2023 の2、2024 から2030 まで、2033、宇観音堂2031 の1、2031 の2、2032、2034、2036、2044、2045 の1から2045 の3まで、2047 の2、2047 の3、2059、2060、2062、2063 の1、2063 の2、宇亀ノ倉2064

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月5日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

| | | |
|----|----------------|--------------|
| 理事 | 上越市頸城区上増田299番地 | 辻 勉 (理事長) |
| 〃 | 〃 頸城区浮島131番地 | 木南 義隆 |
| 〃 | 〃 頸城区市村935番地 | 市川 午吉 |
| 〃 | 〃 頸城区島田853番地 | 渡邊 勝利 |
| 〃 | 〃 頸城区宮原795番地 | 下間 一久 |
| 〃 | 〃 大潟区潟田270番地 | 山口 正雄 |
| 〃 | 〃 頸城区片津509番地1 | 今井 一郎 |
| 〃 | 〃 頸城区上池田6番地1 | 川村 康夫 |
| 〃 | 〃 頸城区日根津1647番地 | 松縄 武彦 |
| 〃 | 〃 頸城区石神362番地 | 磯貝 義則 |
| 〃 | 〃 頸城区手島726番地 | 阿部 秀一 |
| 監事 | 上越市大字夷浜125番地1 | 大島 長生 |
| 〃 | 〃 頸城区花ヶ崎1610番地 | 宮本 治文 |

〃 〃 浦川原区飯室574番地 舟波 哲治
就任年月日 平成24年9月22日

2 退任

理事 上越市頸城区上増田299番地 辻 勉
(理事長)

〃 〃 頸城区浮島131番地 木南 義隆

〃 〃 頸城区市村935番地 市川 午吉

〃 〃 頸城区島田853番地 渡邊 勝利

〃 〃 大字西ヶ窪浜194番地 渡部 力

〃 〃 頸城区宮原795番地 下間 一久

〃 〃 大潟区潟田270番地 山口 正雄

〃 〃 頸城区飯田151番地 岡村 和雄

〃 〃 頸城区片津509番地1 今井 一郎

〃 〃 頸城区中城32番地 大瀧 勇

〃 〃 頸城区仁野分1407番地 青木 茂

〃 〃 頸城区花ヶ崎1576番地 高森 勉

〃 〃 頸城区手島2527番地の1 坂井 利一

監事 上越市頸城区北四ッ屋37番地 西條 春一

〃 〃 頸城区日根津1647番地 松縄 武彦

〃 〃 頸城区手島726番地 阿部 秀一

〃 〃 浦川原区飯室574番地 舟波 哲治

退任年月日 平成24年9月21日

◎新潟県告示第1205号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成24年9月24日認可した。

平成24年10月5日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1206号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成24年9月25日認可した。

平成24年10月5日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1207号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業佐々木南部郷地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積㎡ |
|------|----|-----|-------|----|-----|
| 新発田市 | 飯島 | 下堅田 | 157—1 | 田 | 810 |
| 同 | 同 | 同 | 186—1 | 田 | 92 |
| 同 | 同 | 同 | 187—1 | 畑 | 173 |

◎新潟県告示第1208号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、燕市長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成24年度 燕市デジタル航空写真撮影業務）
- 2 作業期間 平成24年8月9日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 燕市全域

◎新潟県告示第1209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、新発田市長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 2 作業期間 平成24年9月13日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------------------|------|--------------|-----------|
| 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1958番1から | 新 | 6.8～25.8メートル | 402.2メートル |
| 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1098番1まで | 旧 | 6.4～16.6メートル | 404.3メートル |

◎新潟県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1958番1から同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1098番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月5日

◎新潟県告示第1212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 鯨波宮川線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------|------|---------------|----------|
| 柏崎市大字曾地字向山13番1から | 新 | 15.9～23.0メートル | 63.9メートル |
| 同市大字曾地字向山8番1まで | 旧 | 16.0～23.0メートル | 63.9メートル |

◎新潟県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川谷十町歩線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市吉川区上名木字幸清水3781番1から | 新 | 11.0～53.5メートル | 114.5メートル |
| 同市吉川区上名木字幸清水3783番16まで | 旧 | 11.0～21.0メートル | 118.8メートル |

◎新潟県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 川谷十町歩線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区上名木字幸清水3781番1から同市吉川区上名木字幸清水3783番16まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月5日

◎新潟県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川谷十町歩線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|------|-------|-----|
|-----|------|-------|-----|

| | | | |
|-------------------------|---|---------------|-----------|
| 上越市吉川区名木山字坂中 110 番 1 から | 新 | 10.2～39.0メートル | 257.1メートル |
| 同市吉川区名木山字こごめ沢16番1まで | 旧 | 10.2～30.0メートル | 257.1メートル |

◎新潟県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 川谷十町歩線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区名木山字坂中 110 番 1 から同市吉川区名木山字こごめ沢 16 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月5日

公 告

知事表彰について（公告）

新潟県褒賞規則（昭和59年新潟県規則第67号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 氏名 燕市立燕中学校剣道部女子
- 2 住所 燕市秋葉町4丁目8番71号
- 3 該当功績 体育功績（第2条第9号該当）
- 4 表彰日 平成24年9月25日

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人妙高高原スキー連盟
- 3 代表者の氏名
野本 和博
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市大字田口33番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、スキー・スノーボード選手及び指導者の養成に関する事業を行い、生涯スポーツとしてのスキー・スノーボードの振興を図り、また、国内有数のスキーリゾート地である妙高地域の文化の継承を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 学術・文化・芸術またはスポーツ振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 新発田東ショッピングセンター
所在地 新発田市東新町4丁目3964外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）株式会社ウオロクほか2者
（変更後）株式会社ウオロクほか3者
- 3 変更年月日
平成24年9月26日
- 4 変更の理由
出店テナントが確定したため
- 5 届出年月日
平成24年9月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡寺島ショッピングセンターB街区
所在地 長岡市寺島町字新助187番1外
設置者 株式会社コメリ

- 2 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数 4箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
平成24年9月25日
- 4 変更の理由
荷さばき車両と来客車両との交錯を避けて、来客者の安全性を高めるため。
- 5 届出年月日
平成24年9月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

第43期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について(公告)

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び同法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第43期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

第43期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる労働組合

新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書(市販の横書きのもの) 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟地域振興局企画振興部、長岡地域振興局企画振興部又は上越地域振興局企画振興部

4 推薦期間

平成24年10月5日(金) から同年11月26日(月) まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
 団体名
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、
 労働者委員
 新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。
 使用者委員

記

| (ふりがな) 氏 名 | 年齢 | (労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位 | 備考 |
|---------------|----|--|----|
| | | | |

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

公聴会の開催について(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長岡都市計画の変更素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年10月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成24年11月8日(木)午後2時から

2 公聴会の開催場所

長岡市大手通1-4-10

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 市民交流ホールA

3 事案の概要

別紙「長岡都市計画区域区分の変更(新潟県決定)」のとおり

4 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、長岡市都市整備部都市計画課及び見附市建設課において、10月19日(金)まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

長岡市及び見附市の住民

6 公述申出の方法

変更素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び長岡市長連名宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

7 公述申出期限

平成24年10月19日(金)(必着のこと。)

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 長岡市四郎丸町173-2(〒940-8567)

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

電話 0258-38-2619

(2) 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト(〒940-0062)

長岡市都市整備部都市計画課

電話 0258-39-2225

(3) 見附市昭和町2-1-1(〒954-8686)

見附市建設課

電話 0258-62-1700

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

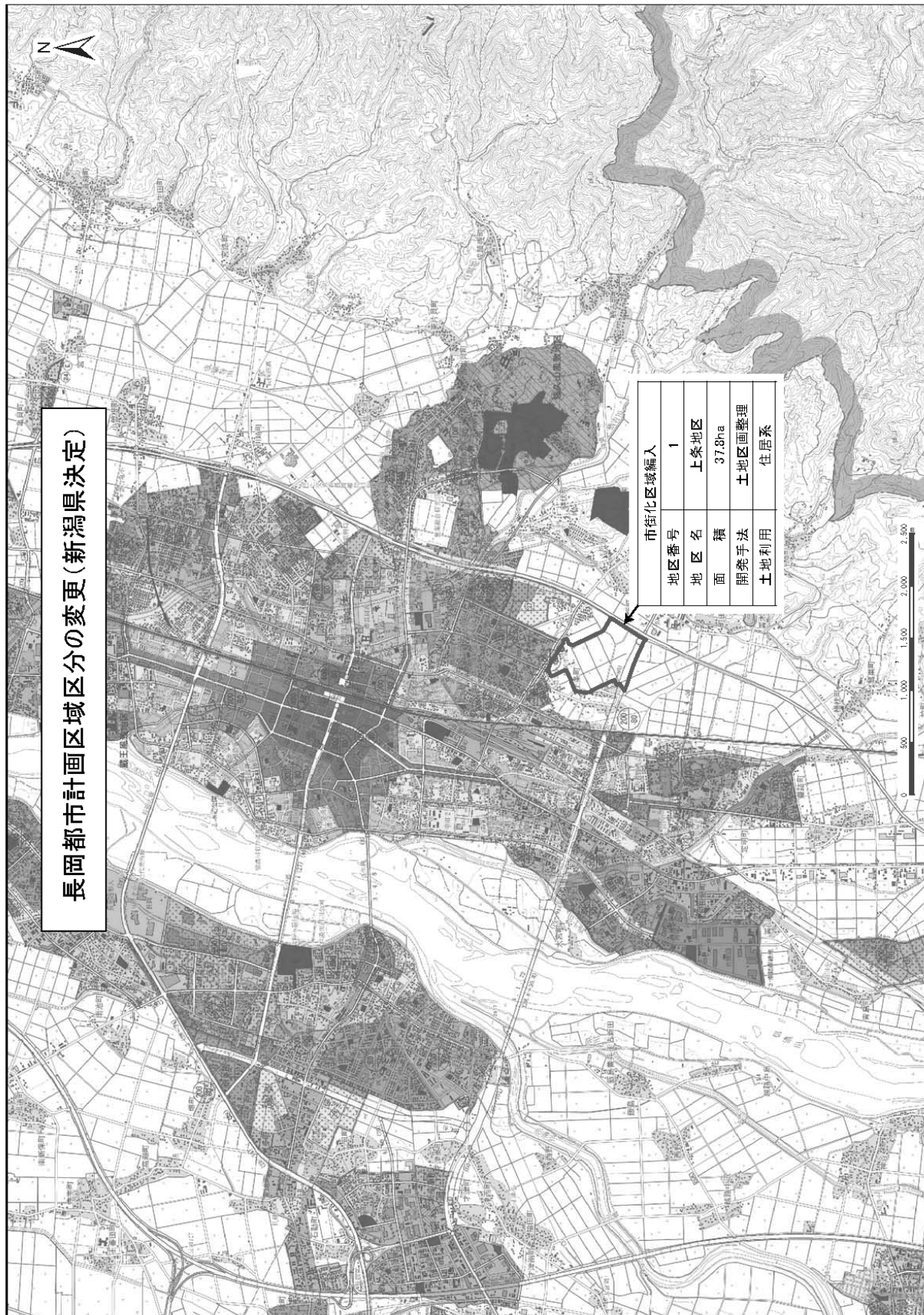
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の80名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する長岡市決定の都市計画の決定及び変更素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。



指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）

イ 対象業務

(ア) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ロ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(ハ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)

(ニ) 都市公園の維持管理に関する業務

(ホ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

審査後、指定管理者候補に選定後及び指定管理者の指定後に、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は失格とする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

(2) 募集要項の配布方法

平成24年10月1日（月）から11月5日（月）午後5時まで、前記3(1)の配布場所で配布する。

(3) 申請書類の提出期間

平成24年11月8日(木)から11月9日(金)午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、第一次審査において、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容(収支計画の内容を含む。)を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、散薬分包機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年10月5日

新潟県立津川病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
散薬分包機 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年11月30日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311 内線230
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成24年10月11日(木)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成24年10月18日(木)午後1時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、解析付き心電計について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年10月5日

新潟県立津川病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
解析付き心電計 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年11月30日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立津川病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311 内線230

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成24年10月11日（木）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年10月18日（木）午後1時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大腸ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年10月5日

新潟県立津川病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

大腸ビデオスコープ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311 内線230

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年10月11日(木)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年10月18日(木)午後1時40分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。